

# 令和6年度

## 介護支援専門員 現任研修 (専門課程Ⅱ) D・E コース 介護支援専門員 更新研修Ⅰ (専門課程Ⅱ) D・E コース 開 催 要 領

### 《注意事項》

- ※滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム(以下「研修システム」という。)で個人登録後、お申し込みください。申込受付期間は令和6年7月1日(月)から7月18日(木)までです。
- ※ご自身でどの研修に該当するか必ず確認してください。詳細は「専門課程Ⅱの受講対象者について(開催要領 6-8 頁)」をご参照ください。
- ※本研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録府県です。原則として滋賀県登録の方のみが受講対象となります。
- ※研修システムでの申込が出来ない場合は、事務局にご連絡ください。

### 1 目的

現任の介護支援専門員に対しては一定の実務経験をもとに必要な応じた専門知識・技能の修得機会を設け、また、実務経験者に対しては更新時に定期的な研修受講の機会を確保することにより、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施します。

### 2 研修実施方法

本研修は現任者を対象とした「現任研修」と、実務経験者を対象とした「更新研修Ⅰ」の専門課程Ⅱを合同で実施するものです。

また、同じ内容の研修を今年度内に、5コース(Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース)実施します。 ※Aコース・Bコース・Cコースは5月9日に申し込みを締め切っています。

### 3 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

### 4 研修会場

Dコース【草津会場】： 滋賀県立長寿社会福祉センター (草津市笠山7丁目8-138)

Eコース【オンライン】： オンラインの演習は全て Zoom を利用して行います。

**草津会場交通案内** JR 瀬田駅からバス利用 長寿社会福祉センター前 BS 下車 約15分

帝産バス③番のりば： 滋賀医大行き(レストタウン・長寿社会経由)

※帝産バスのダイヤ改正により、研修終了後の時間帯に瀬田駅方面のバスの運行がない場合がありますので、お近くのバス停(びわ湖レストタウンまたは西門前)に発着するバスをご利用ください。

### 5 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程に参加可能な方。(やむをえない事情の場合を除き、受講決定後のコース変更はできません)なお、申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

- ・介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は、専門課程Ⅰを修了していること。また、令和6年度に専門課程Ⅰを受講の場合、専門課程Ⅱの講義初日までに専門課程Ⅰの日程が終了している必要があります。
- ・2回目以降の更新の方は、前回の更新時に専門課程Ⅱを修了していることが前提です。

(1)「現任研修」下記の①②の両方を満たす方

- ①研修初日時点で介護支援専門員としての実務に従事している方
- ②現在所持している介護支援専門員証の交付年月日から実務経験が3年以上ある方

(2)「更新研修Ⅰ」令和7年(2025年)12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、下記の①②のいずれかに該当する方

- ①研修初日時点で実務には就いていないが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が1カ月以上ある方
- ②介護支援専門員として従事しているが、所持している介護支援専門員証の交付年月日から研修初日時点まで実務経験が3年未満の方

## 6 コース受講方法及び定員

コース	定員	会場	受講形式
Dコース	100名	草津会場	講義部分:オンデマンド受講 演習部分:会場集合
Eコース	50名	オンライン	講義部分:オンデマンド受講 演習部分:オンライン

## 7 オンデマンド受講について

研修システムから、決められた期間に、講義動画を配信します。資料については各自ダウンロードとなりますが、自宅や職場のパソコン等で、自由な時間に講義動画を視聴できます。下記の要件をご確認のうえ、お申込みください。

- ◆インターネット環境やパソコン等端末は各自で準備してください。動画は、データ容量が大きくなります。通信環境の整った場所での利用をお勧めします。  
研修システムの Top 画面左下の「視聴テスト動画」のタブから視聴をお試しいただけます。併せて、通信環境やブラウザ環境についてもご案内しています。申込み前に必ず、自身の利用端末で視聴が可能かどうか動作確認をしてください。
- ◆視聴期間は各課目で決まっており、期間中は終日視聴できます。視聴履歴はシステムで管理されます。  
期間内に視聴できなかった場合は、視聴期間後の演習日程を受講することが出来ず、次年度の受講が必要となります(受講できなかった課目のみ)。

## 8 Eコースのオンライン受講について

オンラインの演習は全て Zoom を利用して行います。下記の要件を確認のうえ、お申込みください。

- ◆オンライン受講(Zoom)のためのインターネット環境が整っていること。
- ◆講義資料データを事前にダウンロードし、印刷できること。
- ◆指導者や受講者同士のやりとりを含めた研修を実施するため、ひとり1台のパソコン、またはタブレット(スマートフォンは不可)、WEB カメラ(カメラ付きパソコンの場合は不要)、ヘッドセットまたはマイク付きイヤホンを用意できること。
- ◆講義に集中できる、静かな環境を準備できること。
- ◆演習で実施したシート等を、研修システムにアップロードして提出できること。
- ◆全オンライン実施日で、オンライン受講が可能であること。(会場参加とオンラインの併用はできません。)

なお、接続不備等により受講ができなかった場合は、欠席の扱いとなり、修了の対象にはなりませんのでご注意ください。

※希望する受講者には事前にオンライン接続テストを実施します。日程等の詳細は、受講決定通知時に案内します。

※演習の様子は記録のため録画しますのでご了承ください。

## 9 受講申し込み方法

### (1)個人登録

研修システムに個人登録をしてください。「ID とパスワード」は、受講申し込みの都度発行するものではなく、登録時の1回のみ発行されます。ご自身で管理してください。

登録の e メールアドレス宛には、受講申し込み完了通知や研修中の連絡メールが送られます。日々確認できるアドレスをご登録ください。

### (2)受講申込み

受講者は、研修システムに自身の ID とパスワードでログインし、受講申し込みを行ってください。

必要事項をご入力の上、直近で修了した研修の修了書(「専門課程Ⅰ修了証書」もしくは「専門課程Ⅱ修了証書」)を研修システム上で添付にて提出してください。

※ 提出が必要な修了証について

・介護支援専門員証をはじめ更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は → 「専門課程Ⅰ修了証書」

・2回目以降の更新の方は → 直近に受講された「専門課程Ⅱ修了証書」

※ 修了証書は、PDF データ(コピー機でスキャンして PDF データにする等)にして添付してください。

※ 今年度、専門課程Ⅰを受講される方は、専門課程Ⅰ修了後、速やかに専門課程Ⅰの修了証書の写しをご提出ください。

滋賀県社会福祉研修センター 研修管理システム

URL: <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/>

二次元コード:



申し込み締切日 **令和6年7月18日(木)**

## 10 受講決定

○8月上旬頃に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、決定コースならびに当該研修の詳細について個人住所宛(研修システムに登録された住所宛)に通知があります。

○申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先し決定いたします。そのため申し込み状況によっては、希望コースとならない場合がございます。

○受講対象要件に該当しない等により、受講決定できない場合もありますので、予めご承知ください。

## 11 受講料

15,360 円 受講決定通知時に、滋賀県医療福祉推進課より、納付方法について案内があります。

※他にテキスト代が必要となります。

## 12 事例の提出について

課目番号④～⑪の演習を行う課目については、ご自身で事例(各受講者が担当している事例)を作成し事前に提出していただく事を必須としています。別紙「事例の選定について」をご参照ください。作成する事例につきましては事務局で決定し、受講決定時に事例提出に関する詳細をお知らせします。

## 13 問い合わせ先

【研修実施(内容)について】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター  
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138  
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係  
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

### 13 研修日程

【Dコース】 会場：滋賀県立長寿社会福祉センター

- ・⑩のオリエンテーション、①～③の講義については、10/1(火)～10/14(月)までにオンデマンドでの視聴が必要です。
- ・④～⑪の講義部分については、会場での演習日前日の正午までにオンデマンドでの視聴が必要です。

日程	課目番号	研修項目	区分	時間	会場開講日	時間	オンデマンド配信期間
	⑩	オリエンテーション	説明				
	①	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義	3	—	—	10/1(火) ～ 10/14(月)
	②	ケアマネジメントの実践における倫理		2			
	③	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解		2			
	④	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント		1	—	—	10/15(火) ～ 10/20(日)
	⑤	脳血管疾患のある方のケアマネジメント		1			
1 日目	④	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	演習	1	10月21日 (月)	13:00～14:00	—
	⑤	脳血管疾患のある方のケアマネジメント		2	受付 12:40	14:10～16:10	
	⑥	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	講義	1	—	—	10/21(月) ～ 10/27(日)
	⑦	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		2			
2 日目	⑥	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	演習	2	10月28日 (月)	13:00～15:00	—
	⑦	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		2	受付 12:40	15:10～17:10	
	⑧	心疾患のある方のケアマネジメント	講義	1	—	—	10/29(火) ～ 11/4(月)正午
	⑨	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		1			
3 日目	⑧	心疾患のある方のケアマネジメント	演習	2	11月5日 (火)	13:00～15:00	—
	⑨	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		2	受付 12:40	15:10～17:10	
	⑩	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義	1	—	—	11/6(水) ～ 11/13(水)正午
	⑪	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		2			
4 日目	⑩	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	演習	2	11月14日 (木)	13:00～15:00	—
	⑪	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		2	受付 12:40	15:10～17:10	

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

【Eコース】 会場：オンライン

- ・①のオリエンテーション、①～③の講義については、10/17(木)～10/29(火)正午までにオンデマンドでの視聴が必要です。
- ・④～⑪の講義部分については、会場での演習日前日の正午までにオンデマンドでの視聴が必要です。

日程	課目番号	研修項目	区分	時間	会場開講日	時間	オンデマンド配信期間
	①	オリエンテーション	説明		—	—	10/17(木) ～ 10/29(火)
	②	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義	3			
	③	ケアマネジメントの実践における倫理		2			
	④	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解		2			
	⑤	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	講義	1	—	—	10/30(水) ～ 11/5(火)正午
	⑥	脳血管疾患のある方のケアマネジメント		1			
1 日目	④	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	演習	1	11月6日(水) 受付 12:40	13:00～14:00	—
	⑤	脳血管疾患のある方のケアマネジメント		2		14:10～16:10	
	⑦	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	講義	1	—	—	11/7(木) ～ 11/14(木)正午
	⑧	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		2			
2 日目	⑥	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	演習	2	11月15日 (金) 受付 12:40	13:00～15:00	—
	⑦	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		2		15:10～17:10	
	⑨	心疾患のある方のケアマネジメント	講義	1	—	—	11/16(土) ～ 11/21(木)正午
	⑩	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		1			
3 日目	⑧	心疾患のある方のケアマネジメント	演習	2	11月22日 (金) 受付 12:40	13:00～15:00	—
	⑨	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		2		15:10～17:10	
	⑪	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義	1	—	—	11/23(土) ～ 11/28(木)正午
	⑫	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		2			
4 日目	⑩	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	演習	2	11月29日 (金) 受付 12:40	13:00～15:00	—
	⑪	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		2		15:10～17:10	

※演習をオンラインで行いますので、当日は余裕を持って ZOOM へご入室ください。

## 専門課程Ⅱの受講対象者について

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回 更新研修Ⅱ・再研修を修了された方で、専門課程Ⅰを受講済、もしくは受講予定の方

※既に一度更新されている方は8ページをご覧ください。

まず、ご自身がどれに該当するか、必ず確認してください。

### ◆現在介護支援専門員としての実務に従事している方

・従事期間が通算で3年に満たず、介護支援専門員証の有効期間も令和7年(2025)年1月以降である。

→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。

・従事期間が通算で3年に満たないが、介護支援専門員証の有効期間が令和6年(2024)年12月末までである。

→ 「更新研修Ⅰ」の受講対象者となります。

・従事期間が通算で3年以上ある

→ 「現任研修」の受講対象者となります。

従事期間は、現在所持されている介護支援専門員証の有効期間の開始日から研修初日までに換算してください

### ◆現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

・介護支援専門員証の有効期間が令和8年(2026)年1月以降である。

→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。

・介護支援専門員証の有効期間が令和7年(2025)年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月未満である。

→ 本研修は受講することはできません。今年度、「更新研修Ⅱ」を受講してください。

・介護支援専門員証の有効期間が令和7年(2025)年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月以上である。

→ 今年度「更新研修Ⅰ」の受講対象者です。

**※専門課程Ⅱを受講するには、専門課程Ⅰの受講が修了している必要があります。**

## 【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している(いた)ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設および介護医療院
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

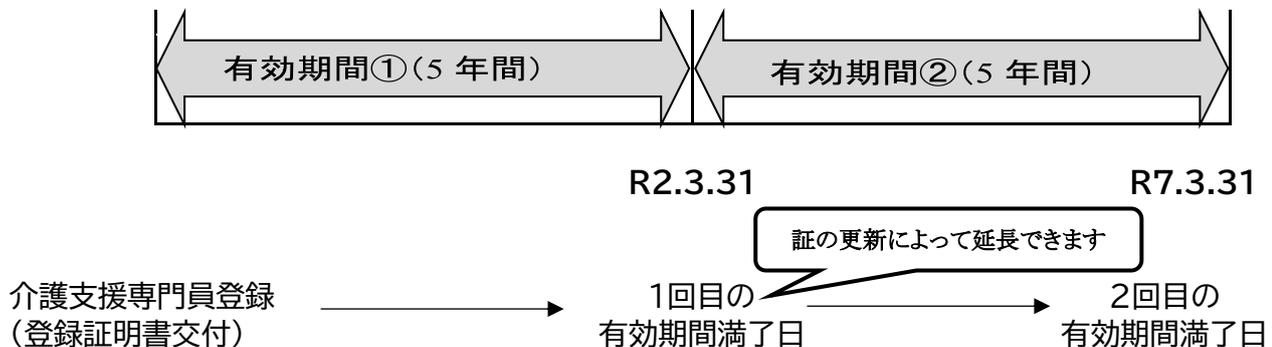
## 既に一度、介護支援専門員証の有効期間を更新し、 今回が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了後、介護支援専門員証の更新をし、証の有効期間中に実務経験※がある方は、次の証の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

### 2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】令和2年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



有効期間①の間に修了した研修	有効期間②の間の 実務経験	有効期間②の間に受講する研修
◆専門課程Ⅰ ◆専門課程Ⅱ	あり	専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ
◆更新研修Ⅱ	あり	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ

### 研修受講可能となる実務の期間

#### 【 現任の方 】

現任研修 専門課程Ⅰ → 有効期間②内の実務経験 6ヶ月以上

現任研修 専門課程Ⅱ → 有効期間②内の実務経験 3年以上で、受講できます。

※有効期限が近い方を優先します。

※現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

※【更新研修Ⅰ】は有効期間満了日の概ね1年前から受講できます。

#### 【 現任でない方 】

現任でない方の研修(【更新研修Ⅰ】【更新研修Ⅱ】)は、有効期間満了の概ね1年前から受講できます。